



三労発基 0526 第 1 号
令和 8 年 5 月 26 日

一般社団法人三重労働基準協会連合会

会長 山崎 計 殿

厚生労働省三重労働局長



熱中症予防に関する安全衛生活動の徹底について（協力要請）

平素は、労働行政の推進につきまして、御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職場における熱中症予防対策については、平成 29 年から「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、関係団体等と連携して熱中症予防対策に取り組むとともに、令和 7 年 6 月に施行された労働安全衛生規則の遵守を図ってきたところです。

昨年 1 年間の三重県の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡災害は令和 5 年以降発生していませんが、休業 4 日以上死傷者数は 23 人、前年比 4 人の減少となっています。業種別にみると、製造業 6 人、運送業 4 人、建設業 3 人、商業 3 人となっており、死傷者数については、全体の約 4 分の 1 が製造業で発生しています。

このため、令和 8 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」は、熱中症リスクがある全ての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとし、この期間中、特に、

- ① 湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、
- ② 熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと、
- ③ 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと、に重点を置き周知・啓発を図ることとしていきます。

また、5 月に真夏日が観測されるなど、今後の 3 か月の季節予報では、気温の高い状態が続くことが予想され、熱中症の予防対策に万全を期すことが必要です。

労働災害を防止するためには、事業者はもとより、発注者、関係請負人、労働者等の一人一人が、労働災害防止のための基本ルールを守り、安全衛生活動を展開し、安全衛生行動を確実に実行することが重要です。

つきましては、貴殿におかれましては、死亡災害ゼロ・アンダー 2,000 みえ推進運動の標語である「あせるな・いそぐな・おこたるな」を事業者・労働者・発注者・関係請負人・関係する全ての方々に徹底いただきますよう、会員事業者等の皆様に、周知いただきますよう要請いたします。